

行政職員を名乗る“還付金詐欺”に注意！ 不審な電話に惑わされないようにしましょう

【問い合わせ】消費生活センター(産業政策課内 ☎287-0858)

「還付金詐欺」とは、医療費や税金の還付等の手続きを装って被害者をATMに誘い出し、偽りの口座に現金を送金させてだまし取る手口です。基本的には、人目につきにくいコンビニやスーパーなどのATMに誘導しますが、直接自宅にキャッシュカードを取りに来るケースもあります。「自分は大丈夫」と思わず、不審な電話には注意しましょう。



相談事例

事例①…役場職員を名乗る者から電話で、「5年にかかのぼって戻る還付金がある。その手続きのためにキャッシュカードを交換する必要がある」と言われた。電話の後に訪問してきた人に、キャッシュカードを預けてしまった。

事例②…役場職員を名乗る者から電話で、「医療費の還付があるので通知をしたが返事がない。どこの金融機関の通帳を利用しているか」と聞かれたので、取り引きしている金融機関名を教えた。その後、その金融機関職員を名乗る者から電話があり、「新型コロナウイルス感染症対

策のため、最寄りのコンビニにあるATMで手続きしてください」と指示された。



トラブルを防ぐには…

▽行政職員がATMでの還付金手続きを案内することや、キャッシュカードを借りて暗証番号を聞くことはありません。「お金が戻ってくるので、ATMで手続きしてください」と言われたら、それは還付金詐欺です。絶対にお金を振り込まないようにしましょう。

▽知らない人に、個人情報(口座番号・暗証番号・住所など)を言わないようにしましょう。

▽普段から留守番電話にしたり、番号表示サービスを活用したりして、知らない番号からの電話には出ないようにしましょう。



トラブルに遭ったらすぐに相談を！

困ったときや不安を感じた場合は、一人で悩まずに、すぐに消費生活センター(☎287-0858)や消費者ホットライン(☎188)へ相談しましょう。

国民年金
だより



国民年金保険料の 「臨時特例による免除申請」

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の「臨時特例による免除申請」の受付手続きが、令和4年度についても延長されました。臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、免除の手続きが可能となります。学生も同様に、「学生納付特例申請」が可能となります。**対象となる方**▽令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で業務が失われた等により収入が減少した▽令和2年2月以降の所得の状況から見ても、当年中の所得見込額が、国民年金保険料免除基準相当(学生納付特例の場合は学生納付特例基準相当)になることが見込まれる――を満たす方

申請の対象となる期間▽申請書を受理した月から2年1か月前まで(すでに保険料が納付済の月を除く)となります。※さかのぼって申請する場合はそれぞれの年度分の申請書が必要です。

臨時特例による免除…令和2年7月分から令和3年6月分まで(令和2年度分)、令和3年7月分から令和4年6月分まで(令和3年度分)、令和4年7月分から令和5年6月分まで(令和4年度分)
学生納付特例申請…令和2年4月分から令和3年3月分まで(令和2年度分)、令和3年4月分から令和4年3月分まで(令和3年度分)、令和4年4月分から令和5年3月分まで(令和4年度分)
必要となる書類等▽

臨時特例による免除…国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書

▽学生納付特例申請…国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書、学生証のコピー(両面)または在学証明書(原本)

※申請の際は、右記の必要となる書類等のほか、マイナンバーまたは年金番号が分かる書類(年金手帳、基礎年金番号通知書など)をお持ちください。

問い合わせ▽水戸北年金事務所(☎231局2283)、保険課医療保険担当(☎282局1711 内線1131〜1133)